

災害時要援護者等を対象とした避難所 (二次避難所) 施設利用に関する協定書

八王子市（以下「甲」という。）と八王子市内障害者等入所施設連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者等の避難所として、乙に所属する障害者等の入所施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に所属する障害者等の入所施設の一部を、災害時要援護者を対象とした避難所（以下「二次避難所」という。）として利用することにより、災害時要援護者等が安心して避難生活を送ることができることを目的とする。

（二次避難所利用施設）

第2条 この協定に基づき、甲が災害時において二次避難所として利用する乙に所属する障害者等の入所施設とは、別表1に掲げる施設とする。

（二次避難所利用対象者）

第3条 災害時において二次避難所を利用できる災害時要援護者等とは、支援を要する障害者等、及び当該障害者等を支援する家族等とする。

（二次避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において災害時要援護者等のための二次避難所を開設する必要があると認めるときは、乙の指定する施設を二次避難所として開設することができる。

2 甲は、前項の規定により二次避難所を開設するときは、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

（二次避難所として開設した施設等の周知）

第5条 甲は、災害時において二次避難所として開設した施設等について地域の住民に周知するものとする。

（応諾の努力）

第6条 乙は、甲からの災害時における二次避難所の開設の要請を応諾するよう努めなければならない。

(応急危険度判定及び・安全確認の実施)

第7条 甲は、乙の指定する施設を災害時において二次避難所として利用するときは、二次災害を防止するため東京都と連携し、速やかに応急危険度判定員を派遣するとともに、避難所としての安全性について調査するものとする。

2 応急危険度判定員による危険度判定ができないときは、入所施設の管理者が第9条の運営マニュアルに基づき施設及び設備の状況を確認しなければならない。

(二次避難所の管理及び運営)

第8条 二次避難所の管理及び運営は、甲が行うものとする。

2 乙は、二次避難所の運営に関し、甲に協力するものとする。

(運営マニュアルの作成)

第9条 甲は、二次避難所の運営に関するマニュアルを乙と協議して作成するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、災害時において二次避難所を開設したときは、当該避難所の管理運営に要した光熱水費等の費用を負担するものとする。

(開設期間)

第11条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日間とする。ただし、当該避難所の状況により開設期間を短縮又は延長することができる。この場合において、甲は乙と協議の上決定するものとする。

(二次避難所解消への努力)

第12条 甲は、災害がやんだとき、乙が速やかに社会福祉活動ができるよう配慮するとともに、二次避難所としての機能の早期解消に努めるものとする。

(受入可能施設及びその人員)

第13条 甲は、必要に応じ、災害時要援護者の受入可能な施設及びその人員について、乙に報告を求められることができる。

(二次避難所の終了)

第14条 甲は、開設した二次避難所を解消するときは、施設を原状に復し、乙に対しその旨を通知するとともに、乙の確認を受けた後、乙に引渡すものとする。

(個人情報保護)

第15条 甲及び乙は、災害時における二次避難所の管理及び運営に当たり、業務上知り得た災害時要援護者等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協定期間及び更新)

第16条 この協定の期間は、初年度については協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲、乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がないときは、自動的に協定期間を延長するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成25年2月21日

甲 東京都 八王子市 元本郷町三丁目24番1号
八王子市

八王子市長 石 森 孝 志 (署名) ㊞

乙 東京都 八王子市 西寺方町76 東京都八王子福祉園内

八王子市内障害者等入所施設連絡協議会

会 長 鈴 木 克 己 (署名) ㊞